新潟県立分水高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」 という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを見逃さない、いじめを許さない学

校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。 いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、 関係機関とも連携しながら、「いじめを見逃さない、いじめを許さない学校づくり」に向け、 様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめの早期発見に努め、いじめが 疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対応するとと

もに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。 本基本方針には、「県立分水高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、 教職員はその計画に基づいて、<u>「いじめ類似行為」に関してもいじめ同様に取り扱い</u>基本方 針の実践に努めていきます。

組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会と生徒指導部で様々な教育活動を通したいじめの未然防止対策を行うとと もに、いじめの早期発見に努め、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け 組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全 ての教職員の共通理解を図るとともに、研修等を通じて具体的対応力の向上を図ります。

いじめの未然防止に向けて

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめ」 を許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常の トラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や 「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめを見逃さない、許さない学校づくりに向け た指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよ う、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットやSNS等のもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い 方について指導します。

いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人 が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 年に複数回アンケートや面談などを実施し、いじめの疑いがあることを認識した場合には、 決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

いじめの早期解決に向けて

- いじめを受けたとされる生徒を徹底的に守り通します。
- いじめを受けたとされる生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に 解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪をしっかり理解させるとともに反省させ、二度 といじめを行わないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力し ていじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない。 行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校(環境)づくりに取り組み、伝えた生徒へ の見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的に指導・援助し、良 好な人間関係の構築に努めます。